

改定後	改定前
<p>第1部 iD会員特約（統合型：個人用）一般条項 第2条（iD会員） （略）</p> <p>7. iD媒体は、iDの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD媒体が廃止または変更される場合、当社は、当該iD媒体を利用しているiD会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、iD会員が<u>求める場合</u> <u>またはiD会員が</u>所定の期間内に異議を述べない<u>場合には</u>他のiD媒体を代わりに発行する<u>ことができる</u>ものとし、<u>その場合</u>、当該iD会員は代替りのiD媒体の発行に同意したものとみなします。</p>	<p>第1部 iD会員特約（統合型：個人用）一般条項 第2条（iD会員） （略）</p> <p>7. iD媒体は、iDの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD媒体が廃止または変更される場合、当社は、当該iD媒体を利用しているiD会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、iD会員が所定の期間内に異議を述べない<u>限り、当社</u>は他のiD媒体を代わりに発行するものとし、当該iD会員は代替りのiD媒体の発行に同意したものとみなします。</p>
<p>第1部 iD会員特約（統合型：個人用）一般条項 第14条（再発行）</p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の方法で届け<u>出</u>を行い、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第1部 iD会員特約（統合型：個人用）一般条項 第14条（再発行）</p> <p>当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当社所定の方法で届け<u>を</u>を行い、当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>

改定後	改定前
<p>「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）</p> <p>第2条（同意） （略）</p> <p>2. iD会員（携帯型）は、当社が<u>クレジット事業、保証事業その他これらに付随する事業の次</u>の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。</p> <p><u>①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</u></p> <p><u>②市場調査、商品開発</u></p> <p><u>③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</u></p> <p><u>④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</u></p> <p><u>⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</u></p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p>	<p>「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）</p> <p>第2条（同意） （略）</p> <p>2. iD会員（携帯型）は、当社が<u>下記</u>の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。</p> <p><u>①当社のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発</u></p> <p><u>②iD決済システムに関連するアフターサービスの提供</u></p> <p><u>③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</u></p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p>